

南海トラフ巨大地震の被害想定と 実施すべき防災対策について



第7回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」
令和7年8月19日（火）

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(調査・企画担当)付 参事官

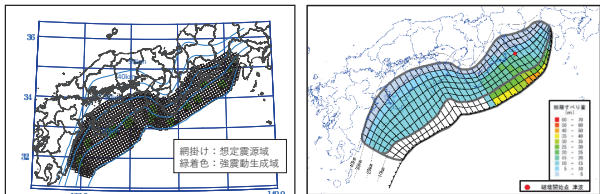
1

想定される震度分布・津波高等 (R7)

- 新たな知見に基づいて地盤データや地形データの更新等を行い、想定される震度分布や津波高等を計算
- 震度6弱以上または津波高3m以上となる市町村は、31都府県の764市町村に及び、その面積は全国の約3割、人口は全国の約5割を占め、影響は超広域にわたると想定
- 地形データの高精度化等により、前回の想定と比較して、より広範囲で浸水が発生する想定となることが判明

使用モデル

- ・南海トラフ周辺のフィリピン海プレートの形状及び震源断層域について、更新が必要となるような新たな知見はないことから、**強震断層モデル及び津波断層モデルは、H24被害想定から変更しない。**

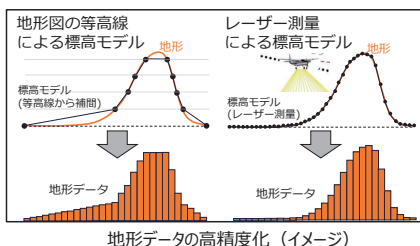


※4ケース+経験的手法1ケースで実施 (上記は基本ケース) ※基本5ケース、派生6ケースで実施 (上記は「駿河湾〜紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定したケース)

強震断層モデル 津波断層モデル

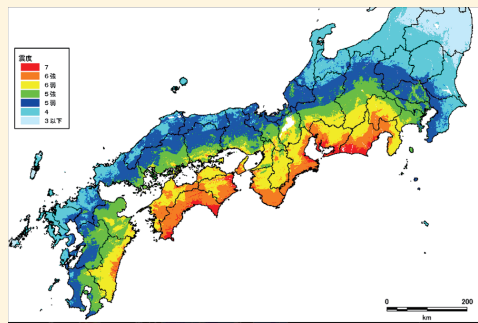
主な変更項目

- ・地形データの
高精度化
- ・浅部・深部の
地盤データの更新



見直しによる主な変化

- 津波浸水範囲の変化
- 震度分布の変化



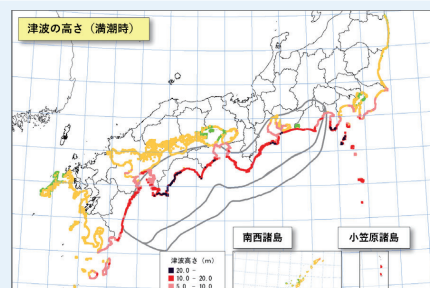
【強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布】

神奈川県から鹿児島県
までの主に太平洋側の
広い範囲で震度6弱
以上が発生

震度6弱以上の市町村数
601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県まで
の主に沿岸域の一部で
震度7が発生

震度7の市町村数
143市町村→149市町村



【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高(満潮時)】

福島県から沖縄県の太平洋側
の広い範囲で高さ3m
以上の津波が到達

高知県幡多郡黒潮町、
土佐清水市で
最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌
山県東牟婁郡太地町、東牟婁
郡串本町で1m以上の津波が
最短2分で到達

福島県から沖縄県の広い範囲
で津波による浸水が発生
(深さ30cm以上の浸水地域
3割増加)

※精度については、技術的な限界に加え、同様の地震が必ず発生するものではないことに注意が必要。
※マクロでの影響を検討するために全国的な妥当性を確認しながら計算しているため、各地域における影響はより詳細なデータ条件下で妥当性を確認しながら算出する必要。

2

防災対策の進捗と社会状況等の変化

○前回の検討以降、南海トラフ巨大地震対策は一定程度進展。一方、社会状況は大きく変化しており、防災対策の進捗や社会状況の変化、過去の自然災害の経験や得られた教訓を踏まえて、検討を実施

○主な防災対策の進捗状況

- 住宅の耐震化率^{※1}（約 79 % (H20) ⇒ 約 90 % (R5)）
- 災害拠点病院等の耐震化率^{※1}（約 89 % (H29) ⇒ 約 95 % (R4)）
- 海岸堤防の整備率^{※4}（約 39 % (H26) ⇒ 約 65 % (R3)）
- 液状化ハザードマップの公表率^{※1}（約 21 % (H30) ⇒ 約 100 % (R3)）
- 津波避難意識の向上（早期避難率）（20% ⇒ 29～53%^{※2}）
- 住民の防災意識向上につながる訓練を実施した市町村の割合^{※3}（約 79 % (H30) ⇒ 約 86 % (R6)）
- 自主防災組織による活動カバー率^{※5}（約 80 % (H25) ⇒ 約 90 % (R5)）
- 企業のBCP策定率^{※1}（大企業 約54% (H25) ⇒ 約76% (R5)、中堅企業 約25% (H25) ⇒ 約46% (R5)）

※1：全国 ※2：複数年度における国民向けインターネットオンラインモニター調査 ※3：推進地域において津波災害警戒区域を含む市町村 ※4：南海トラフ地震による被害が想定されている地域等 ※5：推進地域の全部府県

○10年間の主な社会状況の変化

影響要因	取り巻く情勢の変化	南海トラフ巨大地震発生後における社会への影響（想定）
人口動態	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・高齢化の進展や単身世帯の増加、過疎地域 外国人労働者や訪日外国人の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者、要支援者の増加、被災地の孤立化 被災者の聴覚や視覚などの心身の状況や避難先の状況などに配慮した災害情報の伝達が重要
ライフスタイル	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離通勤・通学 ↔ リモートワーク・学習の普及 共働き世帯の増加、地域コミュニティの縮小（地域外コミュニティの多様化） スマホ、キャッシュレス決済、ネットショッピングの普及 在宅医療・訪問介護の利用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 膨大な帰宅困難者 ↔ 帰宅困難の抑制、就労等の継続 帰宅困難時、同居家族のケアが困難。「共助」期待できず（新たなコミュニティへの期待） 通信障害等で情報難民、買い物難民に 被災前と同等の利用が困難
財政・金融・経済	<ul style="list-style-type: none"> 長期金利の上昇局面 物価高→賃上げ・価格転嫁できない企業の倒産 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興財源の確保に支障 防災対策、復旧・復興費用の増大
土地・建物、交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> 高層ビル、タワーマンションの増加、放置空き家の増加 鉄道、航空の計画運休の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター停止等に伴う高層階住人等の生活環境悪化、地震による倒壊に伴う交通への支障 社会全体でのリスク回避意識の浸透
エネルギー・食料品	<ul style="list-style-type: none"> 高い海外依存度 ガソリンスタンドの減少 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・食料品の安定供給に支障 緊急車両、防災拠点等への給油に支障
社会の担い手	<ul style="list-style-type: none"> 建設業、運輸業、医療等の従事者の減少 消防団員の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 支援が届くまでに時間がかかる 被災地域内の救助・救命に支障
技術革新	<ul style="list-style-type: none"> 5G、ビッグデータの活用 クラウド、RPA ドローン 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔操作での応急対策や災害復旧が可能、精度の高い状況分析や将来の予測が可能 データ消失からの保護、応急対策の効率化 被害状況の把握や孤立世帯等への物資運搬

○近年の自然災害等における課題等

- 平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等 → 災害関連死対策等の防災対策の充実
- 令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震 → 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応を踏まえて、地域での備えによる効果を向上させるための改善

3

南海トラフ巨大地震の被害想定（R7 最大クラスの地震）

○想定される最新のハザードを対象に、最新の知見に基づく推計手法の見直しや地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等を踏まえて、被害想定を見直し

○これまでの対策の効果は一定程度あるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生

	H26基本計画	R7被害想定
死者数	約21.9万人～ 約33.2万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約17.7万人～ 約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
建物倒壊	約9.3万人	約7.3万人
津波	約11.6万人～約22.9万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約9.4万人～ 約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
地震火災	約1.0万人	約0.9万人
全壊焼失棟数	約250.4万棟	約235.0万棟 ※地震動：陸側、津波ケース⑤、冬・夕方、風速8m/s
揺れ	約150.0万棟	約127.9万棟
津波	約14.6万棟	約18.8万棟
地震火災	約85.8万棟	約76.7万棟
電力（停電軒数）	最大 約2,710万軒	最大 約2,950万軒
情報通信（不通回線数）	最大 約930万回線	最大 約1,310万回線
避難者数	最大 約950万人	最大 約1,230万人
食糧不足（3日間）	最大 約3,200万食	最大 約1,990万食
資産等の被害	約169.5兆円	約224.9兆円
経済活動への影響	約44.7兆円	約45.4兆円

※災害関連死者については、過去災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の実績に基づいて想定した場合、最大約2.6万人～5.2万人と推計（上記死者数には含まれない）（過去に類を見ない被害規模かつ超広域にわたって被害を生じると考えられる南海トラフ巨大地震では、過去災害でみられたような外部からの応援等が困難になることが考えられ、発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられず、災害関連死の更なる増加につながるおそれがある。）

※ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定した場合、ケース⑤：「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定した場合

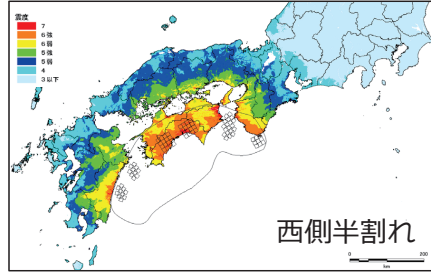
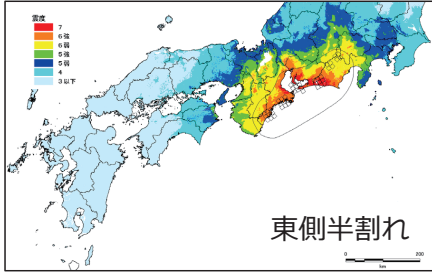
○超広域かつ甚大な被害が発生する中で、リソース不足等の困難な状況が想定され、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことが必要

4

南海トラフ巨大地震の被害想定 (R7 時間差を以て発生する地震の被害、地域特性に依じた被害)

- 過去の南海トラフの地震では、時間差を以てM8クラスの地震が発生した事例（いわゆる、半割れケース）が知られているため、「南海トラフ地震臨時情報」等による後発地震への注意など、その特徴を踏まえた被害想定を算出
- 後発地震が発生した場合、地震の揺れや津波高は、最大クラスの地震の揺れや津波高を大きく超えることはないが、震度6弱以上の揺れや浸水深1m以上の浸水に依て2回暴露される地域も存在
- また、行政のみならず、施設管理者、民間企業、地域、住民一人ひとりが、備えるべきことを具体的に確認するための材料として、地域特性に依じた被害想定を作成。被害形態が多岐にわたるとともに、内・外の主要産業にも影響する可能性がある

時間差を以て発生する地震の被害想定



	先発地震 東半割れ	後発地震 西半割れ
揺れによる全壊棟数	約 684,000棟	約 594,000棟 ※単独で発生するより31,000棟の被害が増加。
津波による死者 (後発地震では先発地震の影響による避難意識が高くなると設定)	約 29,000人	単独で発生する場合は約66,000人に対し、約 13,000人
津波による死者 (上記に加え、早期に津波が到達する地域の住民が事前避難をした場合)		単独で発生する場合は約66,000人に対し、約 700人

留意事項：今回想定した時間差で発生する地震はあくまで一例であり、それ以外の多様なパターンも想定されることに注意が必要
 ・最大クラスの半割れモデルで推計した揺れや津波であり、必ずしも過去に発生した地震を再現するものではない。
 ・最初の地震の影響による堤防の破壊や地殻変動については、2回目の地震による津波推計では考慮していない。

地域特性に依じた被害想定

大都市の中心市街地

- ・暴露人口が多く、避難生活・災害医療に係るリスクが不足
- ・多数の企業が被災。日本経済全体が停滞
- ・高層ビルでの長周期地震動・エレベーター被害等が発生

沿岸部の工業地帯

- ・工場や港湾が被災。サプライチェーンの寸断や地域経済の停滞が発生
- ・ライフライン供給に関わる施設が被災。ライフラインが長期停止

中山間地域、半島・離島

- ・人口減少が顕著なことに依り、被害拡大や被災者支援困難な状況等が発生
- ・インフラ・ライフラインや生活に必要な施設が限定的であり、地域・集落の孤立等が発生。生活への影響が長期化

海拔ゼロメートル地帯

- ・広範囲の浸水によって多数の人的被害や避難者等が発生
- ・長期浸水によって交通・ライフラインが停止。居住継続や医療継続、事業の再開・継続が困難となる状況が発生
- ・避難距離が長距離に及び、逃げ切れずに多数の人が死傷

被災地内・外の主要産業への影響

- ・サプライチェーンを通じて被災地外の企業にも影響及び、関連産業全体の生産が低下。
- ・貿易赤字の拡大や我が国全体の産業が空洞化

各地域の地域特性によって、異なる被害や影響が発生

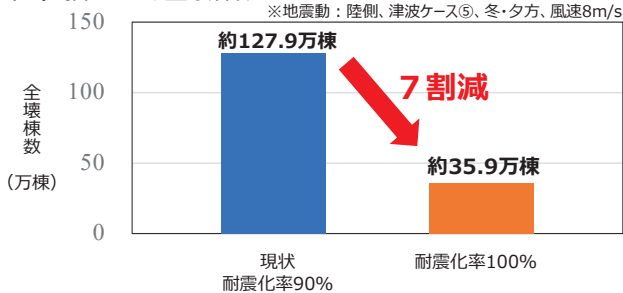
○後発地震による新たな被害軽減のためには、南海トラフ地震臨時情報や、後発地震発生までの時間を最大限活用して適切な対策・対応をとることが必要

防災対策の効果試算

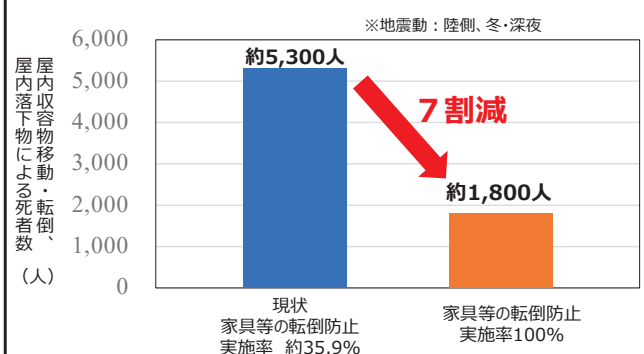
- 防災対策を推進した場合に見込まれる被害軽減効果を試算。
- 建物の耐震化や津波からの早期避難など、個人でも取り組める対策により、被害が大幅に軽減することが見込まれる。

強震動に対する主な防災対策

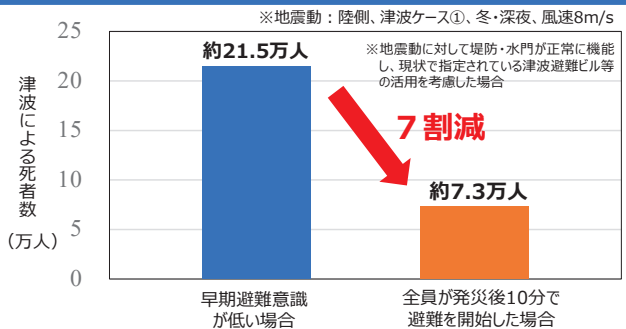
(1) 揺れによる全壊棟数



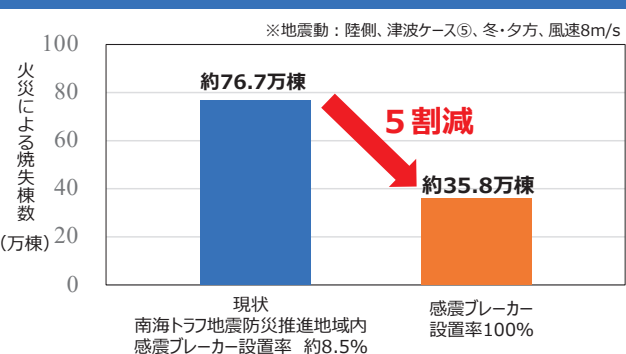
(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化



津波に対する主な防災対策



火災に対する主な防災対策



南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要(令和7年7月1日中央防災会議決定)

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもちて被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～13の防災対策を推進

- | | | |
|--------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 1 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化 | 6 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応 | 10 訓練等を通じた実効性のある対策の推進 |
| 2 地震動(強い揺れ)及び火災に伴う被害への対応 | 7 時間差を有して発生する地震への対策等の推進 | 11 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進 |
| 3 巨大な津波に伴う被害への対応 | 8 複数の災害等への同時対応(複合災害対策) | 12 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化 |
| 4 超広域かつ多分野にわたる被害への対応 | 9 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成 | 13 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握 |
| 5 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援 | | |

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～8の施策を実施。あわせて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

- | | | |
|------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 減災目標
(今後10年間) | 想定される死者数
約29万8千人 から おおむね8割減少 | 想定される建築物の全壊焼失棟数
約235万棟 から おおむね5割減少 |
|------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
- 地震対策
①建築物の耐震化等 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策
④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
 - 津波対策
①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
 - 総合的な防災体制
①防災教育・防災訓練の充実 ②NPO・ボランティア団体等民間主体との連携 ③総合的な防災力の向上
④長周期地震動対策
 - 災害発生時の対応に係る事前の備え
①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集・共有
⑮災害情報の提供 ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現
⑱広域連携・支援体制の確立
 - 被災地内外における混乱の防止
①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
 - 多様な発生形態への対応
 - 様々な地域的課題への対応
①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保
③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保
⑤孤立可能性の高い集落への対応 ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
⑦文化財・陵墓等の防災対策 ⑧デジタル技術を活用した防災対策の推進
 - 後発地震への対応

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～15に留意して災害応急対策を推進

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 初動体制の確立 | 8. 膨大な傷病者等への医療活動 |
| 2. 広域応援体制の確立 | 9. 物資の絶対的な不足への対応 |
| 3. 迅速な被害情報の収集 | 10. ライフライン等の臨時確保・復旧対策 |
| 4. 津波からの緊急避難への対応 | 11. 膨大な避難者等への対応 |
| 5. 緊急輸送のための交通の確保 | 12. 一斉帰宅抑制対策 |
| 6. 救助・救急、消火活動等の災害応急対策活動 | 13. 国内外への適切な情報提供 |
| 7. 津波火災対策 | 14. 施設・設備等の二次災害対策 |
| | 15. 原子力事業所等への対応 |

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 重点施策に関する事項
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
(1) 津波からの防護〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める。〕
(2) 円滑な避難の確保〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関の連携等によるべき措置等〕
(3) 迅速な救助〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める。〕
- 関係者との連携協力の確保に関する事項
〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める。〕
- 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
〔時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項を定める。〕
- 防災訓練に関する事項
〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める。〕
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
〔地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める。〕
- 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
〔国庫負担の高上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める。〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
・一般旅客運送事業者(鉄道事業者等)
・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
・水道、電気、ガス、通信及び放送事業者等
- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
- 防災訓練に関する事項
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント①

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針(第2章)

「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化(第1節)

- 事前の対策に費やせる時間には限りがあることから、地震・津波から命と社会を守るための「命を守る」対策と、直接的被害から助かった命や生活を維持するための「命をつなぐ」対策について、**重点的に推進**
- ※ 「命を守る」「命をつなぐ」対策については、特に重要な施策として、**具体目標(第3章)を定め、重点的にモニタリングを実施し、進捗を図る**

超広域かつ多分野にわたる被害への対応(第4節)

- 実効性のある対策を推進するため、**被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析の推進**
- 被害の絶対量軽減のための事前の地震対策の推進の徹底
- 適確な状況把握、応急対応のための最新技術の徹底活用

災害関連死防止のための生活環境整備等(第5節)

- 「**場所(避難所)の支援**」から「**人(避難者)の支援**」へ考え方を転換
- 発災直後からの避難者の良好な生活環境の整備
- 応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制の確立
- 在宅避難、広域避難の推進

時間差を有して発生する地震への対策等の推進(第7節)

- **臨時情報発表時取るべき具体的な行動の事前の検討**
- 国、地方公共団体による臨時情報の正確かつ迅速な国民等への伝達
- 臨時情報に係る平時からの周知・広報と、自ら考える意識の醸成
- 後発地震に対する措置の継続的な検討・改善

複数の災害等への同時対応(第8節)

- 暴風・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の**複合災害に備えたそれぞれの災害ごとの対策の充実と、より厳しい事象を考慮した対策の実施**
- 感染症に備えた避難施設の環境改善の検討

主体的に防災対策に取り組む社会の醸成(第9節)

- 「自らの命は自らが守る」という意識の下、**国民主体の取組による防災意識の高い地域社会の構築**
- 社会全体での自助・共助・公助による災害対策の推進、要配慮者の支援
- 防災・減災に取り組む主体への社会的評価向上の意識醸成

総力を結集した対策を推進するための連携強化(第12節)

- 国、地方公共団体、事業者、NPO、ボランティア等の**多様な主体の地域との連携・協力体制の構築**
- 平時における各主体間の連携関係の構築と訓練の実施

進捗や効果の定期的かつ継続的な把握(第13節)

- 各種防災対策の進捗状況の把握や課題の共有等を図るため、各分野の専門家の意見を聞きながら、**毎年フォローアップを実施**
- 必要に応じ、**基本計画の見直しを機動的に実施**

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント②

南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策（第3章）

新たな今後10年の減災目標の設定

- 想定される死者数 : 約29万8千人から おおむね8割減少
- 想定される建築物の全壊焼失棟数 : 約235万棟から おおむね5割減少

※ 備蓄等の地震発生への備えやライフライン・インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取組により、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す

減災目標達成に向けた施策の推進

具体目標の数 : 48個 → 205個に拡充

- 減災目標を達成するための各種施策の推進に当たっては、具体目標を定め進捗状況を把握・評価。
- 具体目標は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に切り出した目標を新たに設定。
 - ※ 国土強靱化実施中期計画等を踏まえたものを設定
 - ※ 防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを実施
- 「命を守る」「命をつなぐ」ために特に重要な施策については、特に重要な具体目標を定めた上で、重点的にモニタリングを実施することで推進。

具体的に実施すべき主な対策

① 社会全体における
防災意識の醸成・
総合的な
防災体制の構築

② 被害の絶対量を
減らす取組

③ ライフライン・
インフラの強化

④ 救助体制・
救急救命を強化する
施策・防災DX

⑤ 被災者支援、
災害関連死防止
の対策

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント③

南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項（第5章）

○ 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進

- ・ 事前の対策に費やせる時間と内容に限りがあることから、地域特性を踏まえた上で、直接死者数と災害関連死者数を減らす取組の中から、おおむね10年間で完遂するべき「重点施策」を具体的に定め推進する。

○ 地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等の実施

- ・ 局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、被災状況を想定したシミュレーションなどを実施した上で、定量的な分析などを行うことで対策の実効性を高める。

○ 国による必要な支援の実施

- ・ 推進計画の実効性を高めるため、国が必要な支援を実施

※ **国は**、地方公共団体が実施する南海トラフ地震防災対策推進計画の実効性を高め、「命を守る」「命をつなぐ」対策の実施を加速するため、**地方公共団体との協働により、地域特性に応じた被災状況のシミュレーションや、それを踏まえた施策ごと・地域ごとの定量的な分析を通じ、各地域の重点施策の推進を図る。**

○ 資機材・人員等の配備手配

- ・ 民間施設の利用、ボランティア等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化への対応

○ 避難場所及び避難所の運営や物資の備蓄・調達

- ・ 食事・トイレ・寝床等の生活必需品の確保、要配慮者への支援等（避難生活環境の向上による災害関連死防止）
- ・ 女性等の多様なニーズ、孤立する可能性がある地域等に応じた備蓄の推進

○ 臨時情報に係る対応の周知

- ・ 外国人を含め、臨時情報に係る適確・迅速な情報提供の実施

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策

経緯

- 令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。この南海トラフ地震臨時情報(以下、「臨時情報」という。)は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があった。
- そうした一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」(以下、「WG」という。)における検証を経て、改善方策をとりまとめた。

検証

- 地方公共団体及び事業者に対するアンケート調査を実施。日頃の臨時情報の認知度が十分でなかったこと、臨時情報を受けた対応時に戸惑いもあったこと、一方で、各地において地域の事情に応じた対応の工夫がなされていたこと等を確認。
- 地区ブロック毎に地域の防災関係機関が一同に会し、臨時情報の制度や防災対応について再確認するとともに、各地・各機関の対応状況について事例を共有し、今後の各主体の計画・対応を改善する機運を醸成。
- WGにおいて、臨時情報発表時の防災対応に関する集中審議。一人一人・各主体が自らリスクを認識し防災行動を考える意識の醸成、臨時情報発表時の政府の情報発信の強化・改善、臨時情報に関する平時からの周知・広報及び訓練・研修の重要性等について、確認。

改善方策

方策①：平時からの周知・広報の強化

- 臨時情報発表時に、国民及び防災関係機関が、戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要。そのため、平時から、臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすること等を目指した周知・広報を強化。(防災意識の周知・広報における政府広報との連携。)

- ・新聞広告、テレビCM、ラジオ番組等
- ・動画及びWEBコンテンツ作成・HP掲載
- ・周知広報資料の再周知・多言語化
- ・チェックリストの充実



地方紙の防災の取組と連携した新聞広告の実施



動画

方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実

- 臨時情報発表時に、内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にとるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明。(臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。)
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。



日頃からの地震への備えの再確認



非常持出品の常時携帯

方策③：各主体における防災対応検討の推進

- 地方公共団体・事業者等との意見交換を通じて、他機関の対応等を共有し、各主体の計画等の見直し・検討等につなげると共に、臨時情報発表時や大規模地震発生時における連携体制を強化。
- 国において、地方公共団体や関係機関等へアンケート結果のフィードバック、防災対応事例集の作成・共有、研修実施の支援による理解促進等を行い、各主体における不断の検討・改善を推進するとともに、各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方をガイドラインに明記。



地方公共団体等との意見交換

『南海トラフ地震臨時情報 防災対応ガイドライン』の改訂

(令和7年8月、内閣府(防災担当))

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき防災対応を、地方公共団体、指定公共機関、企業等があらかじめ検討し、計画としてとりまとめるために参考となる事項をまとめた『南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン』を作成・公表している。

令和6年8月、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が運用開始後初めて発表されたことに伴い、各地で様々な対応・反応があったことを受け、各主体における防災対策検討の推進を図るため、令和6年12月に改善方策を公表したところ。今般、当該改善方策について本ガイドラインにおける巨大地震注意に関する記載の充実等を図る改訂を行い、『南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン』として公表する。

<主な改訂内容>

①各主体が防災対応の検討をしやすくするため、章立てを再構成

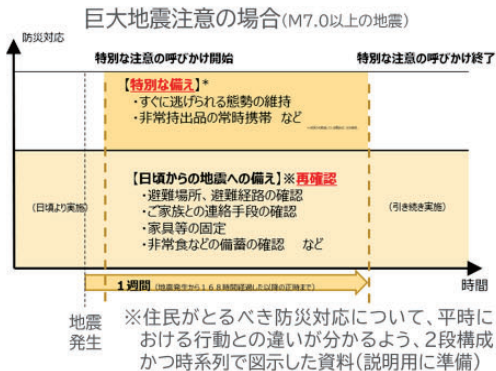
- I. 共通編 臨時情報に関する基本的事項
- 新 II. 地方公共団体編 地方公共団体のとるべき防災対応の検討手順等
- III. 事業者編 指定公共機関、事業者等のとるべき防災対応の検討手順等

②臨時情報の基本的な考え方を記載

- <新規記載等の例>
- 地震発生時期・規模・場所についての確度の高い予測は困難であるが、一定規模以上の地震の後に更に大規模地震が発生した全世界の事例等をもち、南海トラフ沿いの想定震源域で大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨を「南海トラフ地震臨時情報」として発表することとしている。
- 臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは不確定である。これを前提としながら、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、行政や事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断することが重要である。
- 各主体(住民、地方公共団体、事業者等)は、臨時情報が発表された際に戸惑うことなく地域の実情に応じた防災対応をとるため、日頃から各地域で意見交換・情報交換を行いながら、「臨時情報が発表された時の対応は、あらかじめ決めておく」ことが極めて有効である。

③臨時情報発表時にとるべき対応の記載を充実

<記載充実の例>



※巨大地震警戒の場合の説明用資料(防災対応を3段階構成かつ時系列で図示したもの)等も準備している。

